

平成25年第1回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成25年 3月 6日
 本日の会議 平成25年 3月25日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒 井 通 博 君 議 事 課 長 村 山 和 聡 君
 参 事 浜 野 洋 子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 課 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	国 体 事 務 局 長 藤田 茂 君
情 報 管 理 課 長 中村 文彦 君	

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子

恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 10時30分

閉会 13時57分

平成 2 5 年第 1 回長与町議会定例会

平成 2 5 年第 1 回長与町議会定例会

議事日程（第 5 号）

平成 2 5 年 3 月 2 5 日（月）

午 前 1 0 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	1 2	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務
2	1 5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務
3	1 6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務
4	1 8	長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例	総務
5	2 2	長与町基本構想の策定に関する条例	総務
6	2 4	平成 2 4 年度長与町一般会計補正予算（第 5 号）	総務
7	3 2	平成 2 5 年度長与町一般会計予算	総務
8	3 3	平成 2 5 年度長与町駐車場事業特別会計予算	総務
9	2	長与町新型インフルエンザ等対策本部条例	文厚
1 0	3	長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例	文厚
1 1	4	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	文厚
1 2	5	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	文厚
1 3	1 3	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	文厚
1 4	1 4	長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	文厚
1 5	1 9	長与町立学校設置条例の一部を改正する条例	文厚

1 6	2 0	長与町立保育所条例の一部を改正する条例	文厚
1 7	2 1	長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例	文厚
1 8	2 5	平成 2 4 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	文厚
1 9	2 6	平成 2 4 年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	文厚
2 0	2 7	平成 2 4 年度長与町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	文厚
2 1	3 4	平成 2 5 年度長与町国民健康保険特別会計予算	文厚
2 2	3 5	平成 2 5 年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	文厚
2 3	3 6	平成 2 5 年度長与町介護保険特別会計予算	文厚
2 4	6	長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例	建産
2 5	7	長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	建産
2 6	8	長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	建産
2 7	9	長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	建産
2 8	1 0	長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	建産
2 9	1 1	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	建産
3 0	1 7	長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	建産
3 1	2 3	町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更について	建産
3 2	2 8	平成 2 4 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)	建産
3 3	2 9	平成 2 4 年度長与町水道事業会計補正予算(第 2 号)	建産
3 4	3 0	平成 2 4 年度長与町下水道事業会計補正予算(第 2 号)	建産
3 5	3 1	平成 2 4 年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分について	建産

3 6	3 7	平成 2 5 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	建産
3 7	3 8	平成 2 5 年度長与町水道事業会計予算	建産
3 8	3 9	平成 2 5 年度長与町下水道事業会計予算	建産
3 9	4 1	平成 2 4 年度長与町一般会計補正予算（第 6 号）	-
4 0	4 2	長与町副町長の選任について	-
4 1	発議 1	朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書	-
4 2	-	議員派遣の件	-
4 3	-	委員会の閉会中の継続調査申し出	-

付託された委員会

平成 2 5 年第 1 回長与町議会定例会

追加議事日程（第 5 号の追加 1）

平成 2 5 年 3 月 2 5 日（月）

日程	議案番号	件名	備考
追加 1	発議 2	議案第 3 3 号平成 2 5 年度長与町駐車場事業特別会計予算 に対する附帯決議	

(開会 10時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

21日までの委員会審査、大変お疲れさまでございました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第12号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第16号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第18号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第22号、長与町基本構想の策定に関する条例、日程第6、議案第24号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第5号)、日程第7、議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算、日程第8、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る3月11日、本会議におきまして総務常任委員会へ付託を受けました議案につきまして、審査結果を報告いたします。

まず、議案第12号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日9時30分から、委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、古賀総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査いたしました。

障害者自立支援法の題名が改正されたものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでありました。具体的には、育児または介護をする職員の早出、遅出を認めるための規定の中にその文言があるので、改めるものでありました。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、古賀総務課長、小佐々健康保険課長、藤井介護保険課長、吉村スポーツ振興課長、その他関係職員の出席を求めて審査いたしました。

内容は、別表に新たに5つの職務を追加して、それぞれの報酬を規定するほか、長与町体育指導員を長与町スポーツ推進員に改めるものでありました。長与町養護老人ホーム等入所判定委員会委員につきましては、規定の根拠を条例化するために新たに追加するものでありました。主任介護支援専門員及び介護支援専門員につきましては、現行の介護保険専門員の職務から切り離して新たに規定をし、近隣市町の状況を勘案し、人材確保の観点から報酬を引き上げるものでありました。助産師につきましては、母子保健法にある低

体重児の届け出及び未熟児の訪問指導が長崎県から権限移譲されるためでありました。長与町新型インフルエンザ対策本部員につきましては、長与町消防団長を指すもので、新たに規定するものでありました。

主な質疑として、資格を持っている人に対しての条件が悪いのではないか、この条件で応募する人がいるのか心配である。この金額に決まった理由は何かという質疑に対し、近隣市町で助産師を雇用しているところはなかった。ネット等で調査したところ、経験のある助産師は、保健師より月額2万5,000円から3万円程度高いことがわかったので、計算して18万円とした。主任専門員については、西海市は18万であり、そこまでの金額も検討したが、アップ率を勘案して17万円としたとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、古賀総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査いたしました。

職員が所有する持ち家にかかる住居手当について2,500円を支給していたが、廃止する内容でありました。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、長与町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、宮崎財務課長、その他関係職員の出席を求めて審査いたしました。

基金の上限を300万円から現在の基金額4億7,600円に改め、新たに処分条項を設ける内容でありました。

主な質疑として、設置のところで、公共もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得するとあるが、どういう形で取得することが決まっていくのかという質疑に対し、今までは所管の方からこういうことで基金を利用して買いたいという提案があり、最終的に町長の決裁を受けて取得していたが、所管以外は全く知らなかった。今後は、条例改正案が可決されたら、あわせて規則をつくる。その中に各所管から取得したいと提案があったら、企画課内で組織されている副町長をトップとする各部長、主な課長が構成メンバーである土地利用調整委員会に諮って、こういう理由で土地を買いたい、面積、予定購入価格など、買い戻し時期は何年後であるなど所管から徴取し、そこで決定すると、所管から購入してよいですかという申請が上がり、最終的には町長決裁で決定していくとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、長与町基本構想の策定に関する条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として吉田町長、浜野副町長、山田企画振興部長、松浦企画課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

条例の主な内容は、23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義

務、議決の法的根拠はなくなったが、今回、基本構想の策定義務及び議会の議決、基本計画の策定義務などをうたった条例でありました。

主な質疑として、基本計画の議決を書き込まなかったのはなぜかという質疑に対し、基本計画は行政計画と考えている。行政計画の最高責任者は町長であり、立案、行政運営は町長の考えが反映されるものとする。反映されたものが予算であり、予算を審議することで計画を了承していただいているとの答弁でした。

基本構想は10年間という長い計画であり、基本計画は5年間でより具体的なものである。民意を反映させるためにも、住民にわかりやすく伝えるためにも、基本計画を議決するという考えもあっていいのではないかという質疑に対し、基本構想をつくるときには、その手段として基本計画がある。基本構想をつくるときには、同時に基本計画も審議してもらおう。5年後に策定する後期の基本計画についても同様である。住民には構想、計画合わせて公表している。基本計画は手段であるので、議決から外していただいたとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成24年度長与町一般会計補正予算（第5号）の件につきましては、3月13日9時30分から、委員全員出席のもと、説明員として浜野副町長、黒田教育長、葉山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、鈴木建設部長、勝本教育次長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査しました。

歳入歳出それぞれ6,745万7,000円を補正し、総額128億3,937万7,000円となるものでありました。

歳入の主なものは、町民税の最終見込みで約1億4,000万円、地方交付税の決定後の未計上分約1億9,900万円、繰越金約1億6,200万円の増額、基金へ積み立てるための繰入金約5億2,200万円の減額補正でした。

歳出では、南交流センターの開発公社からの買い取り資金1億1,800万円、同じく下水処理場付近の港湾施設の買い取り資金1億9,000万円、丸田荘改修工事費2,000万円の補正と、長与時津環境施設組合負担金約5,700万円、旧まち交による道路新設改良費約1億5,200万円、西高田線等の街路事業費約5,500万円の減額補正でありました。

主な質疑として、地方交付税が今回計上された理由はとの質疑に対し、当初は18億円で計上していた。交付税の決定は7月の中旬から下旬であるが、差額分を財源として留保していたが、最終的に決算見込み額との差額分を今回計上したとの答弁でした。

南交流センター用地の取得価格と金利についての質疑に対し、平成6年5月末に取得、広さは約2,600平米で、取得価格は約8,700万円、利息は約3,100万円であるとの答弁でした。

下水処理場付近の港湾用地の買い戻しについての質疑に対し、平成21年3月31日に取得、面積約9,650平方メートル、取得金額は約1億8,0

00万円、利息は約800万円であるとの答弁でした。

多目的広場の整備と活用についての質疑に対し、駐車場目的で整備するより公園として整備する方が補助率が高い。現在はバラスを敷いている状態だが、公園としても使え、行事があるときには駐車場としても使えるような広場を考えているとの答弁でした。

丸田荘の改修工事の内容はという質疑に対し、業者選定についてはプロポーザル方式を考えている。業者選定には、調査検討期間が必要となるため、6月末ぐらいまで選定にかかる。2カ月の工事期間で9月から開設できる予定である。工事内容は、ボイラーの入れかえと内装のリニューアルを考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算の件につきまして、3月14日から21日までの間、委員全員出席のもと、説明員として吉田町長、浜野副町長、黒田教育長、葉山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、鈴木建設部長、勝本教育次長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査しました。

歳入歳出予算の総額は112億1,398万7,000円で、前年度と比較して約6億7,000万円の減額であり、5.7%の減となっていました。

歳入では、町税が2%の増額となったものの、事業の減少により国庫支出金、町債が大きく減額となっていました。

歳出では、総務費、民生費、土木費等は前年度より増額計上され、長与小学校建てかえ工事が終了したため、教育費が約9億8,000万円の減額計上となっていました。

主な質疑として、人件費の予算は1月1日現在で次年度の予算を組んでいる。3月31日に退職者が発生し、4月1日に新人が入ってくる。この時点で人件費はほぼ確定するので、毎年12月議会で減額補正をかけているが、もっと早く補正をかけ、ほかのことに有効に使うようにするべきではという質疑に対し、夏場に人事院勧告が出され、県の人事委員会の結論が早く決まればもっと早く補正をかけられるとの答弁でした。

県の100%補助で、エフエム長崎を利用して長与の情報を発信する事業1,183万6,000円については、緊急雇用対策事業にもなっており、3名雇用している。ハローワークで募集するせいか、長与町在住の人は1名である。3名とも本町在住者が望ましい。広報紙やホームページを使って募集のお知らせができないのかという質疑に対し、エフエム長崎に委託し、ハローワークで募集することになっているので難しいが、内部でよく検討するとの答弁でした。

コンパクトシティ調査研究報償費49万5,000円は、委員10名分の5回分と説明を受けたが、少額で意気込みを感じられないが、どのように進めていくのかという質疑に対し、月1回の予定で9月までに5回開く。交通の計画と情報インフラの案ができ上がってくるので、それを検討し、総合開発審議会へ上げていくことになるとの答弁でした。

主要な施策に記載してある国際交流事業300万円の財源を示してほしいという質疑に対し、行政側の旅費が3名分で180万円、国際交流協会補助金120万円の合わせて300万円であるとの答弁でした。

どういう目的で訪問するのかという質疑に対し、義援金のお礼と教育文化の交流について協議をするためとの答弁でした。

国際交流事業の件に関しましては、3月14日に審査を終了していましたが、15日に町長が出席して再度審査を行い、21日には町長より発言の申し出と所管より訂正の申し出がありましたので、許可しました。

21日の冒頭、町長より国際交流事業に対する考えと、今後の進め方について発言がありました。次に所管より、旅費180万円の内訳が通訳等の共通経費が97万6,000円で、3名分の旅費が81万7,000円ぐらいで、合計180万円であると。国際交流協会補助金120万円のうち80万円は通常の補助金で、40万円が交流事業の補助金で、協会から補助する20万と合わせて60万円で町民の補助をするとの説明でした。行政側の旅費の財源は、長崎県市町村協会からの補助金176万円であるとの説明でした。

子宮頸がんの予防接種を受けた中学生が1年3カ月ぐらい歩行困難になったというニュースが報道されていたが、長与町でこういう事例が発生したらどのような対応をするのかという質疑に対し、予防接種被害委員会があり、そこに諮って予防接種が明らかに原因だと特定できれば、町が加入している保険で対応するとの答弁でした。

地域福祉ボランティア基金を1,500万円取り崩して、現在の高田保育所を解体することだったが、まんてんのような利用は検討しなかったのかという質疑に対し、所管としては更地にして地権者に返さなければと考えているとの答弁でした。

牛乳パック再生事業134万円の事業内容はどの質疑に対し、小・中学校給食から出る牛乳パックを中心に、原料9.5トンを集め、オリジナルトレットペーパーを4万個つくる。試算では、1個当たり32円で作成でき、現在小・中学校で購入しているものよりも安い。入札にかけるのももう少し安くなると思う。小・中学校や町内の公共施設で使いたい。教育効果や環境に対するよい効果が期待できるとの答弁でした。

町営住宅の長寿命化計画策定事業500万円の事業内容はどの質疑に対し、まず計画を策定する。修繕計画と改善計画の2つがある。修繕は悪いところを直していくことだが、改善は今あるもののグレードアップや福祉対応、安全性の確保、最終的には建物自体の長寿命化を図っていく計画を策定する。この計画を立てると、修繕、改善する場合、国の45%補助の制度を受けられ、長寿命化を進められていくとの答弁でした。

公共施設管理者負担金1億8,000万円の内容を示してほしいとの質疑に対し、榎の鼻地区分で役場側から上ってさくら会館側へ抜ける道路と、住宅が道路より低いので、その土工事と用地買収が主な内容で、国と協議して特例として公共管理者負担金で行ってもよいことになったので、工事は組合が行い、町がその分を負担する。単年度では支払い額が大きくなるので、債

務負担行為で25年、26年の2年間で支払っていくとの答弁でした。

私立幼稚園預かり保育促進事業400万円の事業を始める動機と内容を示してほしいという質疑に対し、保育所では延長保育に当たり、補助金はないが幼稚園でも子育て支援の一環として行う。幼稚園によって預かり料は異なるが、保護者が支払った預かり保育料を限度額3分の1補助するとの答弁でした。

図書館建設検討委員会124万4,000円の内容はという質疑に対し、委員10名で構成され、2つの部会をつくる予定で、全体会、部会合わせて12回の会議を開くとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算の件につきましては、3月12日と19日の2日にわたって、委員全員出席のもと、説明員として吉田町長、浜野副町長、葉山総務部長、山下管財課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査いたしました。

議案の主な内容は、歳入歳出それぞれ684万4,000円とするものであります。

主な質疑として、以前から指摘している印刷製本費22万3,000円と郵便料5万2,000円については、定期駐車納付はがきの印刷費とその郵送料であるが、銀行の自動引き落としにすると発生しない。なぜ改善しないのかという質疑に対し、現在銀行と協議中であるとの答弁でした。

前回は指摘したテレビ受信料については、テレビ購入も受信料も町の税金で、シルバーのために使うのはおかしいと指摘してきた。勤務中にテレビを見るのもおかしいのではという質疑に対し、テレビは昼や夕方に情報を得るために見ている。町の施設なので町の負担となるとの答弁でした。

情報収集するために見るのであれば、常時つけとかなければならないのではないかと、またそうであればラジオでもよいのではないかとという質疑に対し、情報収集ということでテレビを置いているが、使い方についても十分検討し、ラジオの方がよい場合もあるので、含めて今後検討したいとの答弁でした。

機械化を含めた駐車場のあり方について、町長の見解を伺いたいという質疑に対し、町長は、一般的には駐車場の機械化は進んでいると認識している。しかし、この施設は老人福祉センターで安心安全を守らなければならないので、人がいないといけないという考えであるとの趣旨の答弁がありました。その後、町長より発言の申し出があり、機械化した場合、危機管理、安心安全が担保できるかどうか調査研究したいとのことでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案を採決後、附帯決議が提出され、委員会で審査しました。審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

議長 (山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第12号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第12号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

ただいま議題となっています議案第15号に対して、賛成の討論を行います。

今回、提案されました特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正ですが、この中である主任介護専門員、助産師は、町の非常勤の職員として勤務していただくような中身になります。その中で、なぜこうした報酬になったのかということをお聞きしました。そこには、ほかの自治体の職員の給与も参考にしたということもありました。

が、多くは正職員の雇用が多かったということもお聞きしました。私もこの点では、資格を持った方が職務をすることで専門的知識と責任が伴ってくると考えます。このような特別職員のような不安定な雇用ではなく、正規の職員として雇用すべきではないかというふうに考えます。

本条例は、今後の子育ての問題と必要な部分であり、賛成をいたしますが、今後の人事の採用の折に、ぜひこうした専門職を持った方々も正職員として雇用するようなことが、今後の大きな住民サービスにつながるというふうに思います。ぜひそうした検討をしていただくことを意見を付しまして、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第16号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第18号、長与町土地開発基金条例の一部を改

正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

議案第22号に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成23年の地方自治法の改正により、市町村の基本構想策定義務が撤廃されました。法律による策定義務はなくなりましたが、町の方向性を定めるという意味で、基本構想策定を条例で義務化したということに対し、一定の評価ができるのではないかと考えます。

基本構想は、町にとって最上位計画とされ、10年で取り組む政策を描いた基本構想、5年の施策レベルの基本計画、3年から5年の事業レベルの実施計画の3つで総合計画と言われています。よって、首長のマニフェストをもとに総合計画を見直し、すり合わせていく作業が出てきます。基本構想は、企業でいえば経営理念のような大きな方向性を示すものと言えます。その上で、基本計画と実施計画をいかに具体的に運用するかが問われてきます。

幾つかの自治体では、今回のように基本構想に対する議会の議決権だけではなく、基本計画までの議決権を認めています。住民代表である議会の関与もある意味当然のことかもしれませんが、しかし、そのような自治体は自治基本条例を制定し、その中で基本構想、基本計画の位置づけを明確化しており、それに対し、議会側が議会基本条例の中で第96条第2項に基づき、議会の議決事件としているというのが現状のようです。

ところが、本町では、自治基本条例が制定されていません。また、住民との協働と総合計画に出てきますが、それを一歩進めて条例制定を視野に入れ、町政に参画できる仕組みがもっと充実したものになればと思います。それにより、住民、行政、議会の役割をデザインし直すことにつながっていくのではないのでしょうか。住民代表である議員の立場として期待するところであります。

しかし、今回の条例制定は、地方自治体が地域主権時代にふさわしいものになっていくために、みずからの意思で基本構想を策定することの異議は大きいと考えます。よって、賛成といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

- 6番 6番 (安藤克彦議員)
ただいま議題となっております議案第22号に関しまして、賛成の立場から討論いたします。
地方自治法の改正により、自治体においては基本構想の作成義務がなくなりました。しかし、本町においてはこれからもみずから作成義務を負い、議会に議決を経る開かれた町政に対しては理解をいたします。
また、町民の生活、町の発展のためにも、実態に即した弾力的な変更、または部分廃止も重要であると思います。
基本計画に議決を付さない件につきましてはやや不満も残りますが、委員会の中で町長が申されました基本計画については、議決権を付さないものの、議会の意見を聞き、ともにつくり上げていくという言葉を重ね受けとめ、賛成したいと思います。以上です。
- 議長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第5、議案第22号、長与町基本構想の策定に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第24号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
- 7番 (金子 恵議員)
7番 私は、議案第24号に対し、賛成の立場から討論いたします。
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,745万7,000円を追加するもので、補正内容は各種事業費の確定による節の整理が主なものとなっています。
歳入では、23年が不況だったということで低目に設定していた町税も当初からすると6,000万円の増となっています。また、入札による減額や固定資産税などの滞納繰越金の増加に関しては、各所管ごとの努力の結果ではないかと思えます。
次に、歳出ですが、1月に利用中止となっている丸田荘改修工事費として2,000万円が計上されています。町民の憩いの場として長年親しまれて

きた同施設は、住民福祉の観点からも必要な施設であり、一日も早い復旧をということで補正予算で計上したという説明でありました。今後、安定した営業再開に向け、経費等の問題を踏まえつつ町民のためにも早急な対応を求めめるものであります。

また、公有財産購入費の計上ですが、これは26年に開催される長崎がんばらんば国体で使用する用地確保ということで、多目的広場とし、町に負担が少なくなるようにといろいろな方面からの補助金申請を模索しており、将来の財政負担を考慮したものを研究していくということでありますので、今後引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上のようなことから、この補正予算は、町政運営に必要な予算措置になっており、必要なものであると認められますので、賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番

(川井哲雄議員)

私は、議案第24号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第5号)について、賛成の立場で討論します。

補正予算には早急に行うべき丸田荘改修事業、おくらしている長与駅バリアフリー化事業、地震対策であるふれあいセンター耐震診断委託料などが含まれています。これらの事業は、暮らしやすい町づくりのために必要だと考えます。

よって、議案第24号に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第24号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算に対して反対の立場から

討論させていただきます。

この25年度予算は、吉田新町長の初めての予算編成であり、町民の期待も大きいものと考えられます。日本経済及び本町を取り巻く環境は、政権が交代してもなお厳しい状況にあることは変わりはありません。町長の施政方針にあるように、最小の経費で最大の効果が生まれる工夫を町民も期待するところだと思います。

反対理由を申します前に、まず、今回の予算案で大いに評価できるところを幾つか挙げたいと思います。

1つ目は、子育て支援策としての懸案だった保育料の引き下げを行ったことは、町長の幸福度日本一の公約の実現の第一歩だと思います。これまでは県下では最高額の保育料が近隣市町村で一番低い額になるなど、子育て世帯には大変喜ばれる施策であり、評価したいと思います。

2つ目の長与町の伝統になりつつある平和事業の取り組みも、葉山、吉田前町長に引き続き行うことに評価と、そして世界への発信をぜひ積極的に取り組んでいただきたいことを望むものです。

3つ目に、住宅リフォーム助成制度の継続も期待するところであります。県下でも幾つかの自治体に取り組む中で、本町では昨年より予算額を増額して行われることは、町内業者の仕事をふやし、さらには町内居住者の安心安全対策、そして最大の効果は地元のお金を地元にとす内需拡大の経済効果への期待です。本制度がより一層拡大されることにも期待し、評価したいと思います。

4つ目には、経費削減に向けたデータセンターの利用により電算システムの運用開発委託料が大幅に減額されました。今後のシステム開発に、費用に、削減に大いに期待したいと思います。

また、このほかには住民サービスの課題は山積していると思います。町長が言われる住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一の町づくりを掲げるならば、住民目線の事業に積極的に取り組んでいただきたい。

しかし、最小の経費で最大の効果を上げると掲げながら、納得できない予算編成も行われてます。

1つは、委員会でも議論となったウェザースフィールド町への訪問経費です。本町との国際交流は順調とは言えず、どちらかといえば消極的でありませぬ。今回の交流でさらに深めていきたいという考えですが、この地は遠く、互いに訪問するにも費用がかかり、今回の訪問も当初行ってきた国際交流の結果のような状況になるのではないかと見てとれます。ウェザースフィールド町との交流は、これまでどおりの書簡のやりとりや子供の交流のままでよいのではないのでしょうか。

訪問理由にも疑問があります。震災のお礼ということですが、震災のお礼ならば震災地へ直接の支援が喜ばれるのではないのでしょうか。何度もウェザースフィールド町から来町されてるという説明もありましたが、最近、小学校の教諭が来日されていますが、これは本町が目的ではなく、ついでに寄っ

ただけの中身のようにあります。交流も深めていきたいと言いますが、交流が深まってからでも訪問が可能ではないでしょうか。早急な訪問費用には最小の経費、最大の効果とは言いがたいというふうに思います。

2つ目には、都市計画道路西高田線の事業であります。この点では何度も指摘していますが、膨大な費用がかかる効果がある道路なのか疑問です。道路の目的は、線路と平行して、先々は国道206号線につなぐ計画ですが、この計画も全く見えてきません。しかも、現在行われてる事業は、総延長が1キロ強の道路に対し、40数億もの費用をかけ建設されるなど、最小の経費で最大の効果とは言えません。

現在、住宅開発が行われてますが、このことについても町民がもろ手を挙げて開発に賛成してる状況ではありません。私どもに寄せられる声としては、長与の自然が破壊されてる姿を見て、不安や怒りの声もあることを指摘しておきたいと思います。この道路は、この開発を誘発させた最大の原因であります。自然破壊をする事業に町も反省するべきではないかと考えます。

さらに、高田南土地区画整理事業についても同様です。既にとめられない、やめられないと言われますが、審議過程でも明らかのように、通常の民間が行う事業ならば既に破綻状態にあると私は考えます。当初の計画から既に大きくおくれ、現在掲げている平成29年度完成も危ぶまれています。この状況が続く中で、町の限られた財源の中から費用を捻出しなければならない事態も生まれてきます。今回も約5億円強の事業が一般会計から拠出されていますが、そのうち約1億3,000万円は起債の償還費用であり、ここには本来住民サービスに使えるお金が借金返済へと回り、何の効果も生み出せてない状況があります。

最後に、今議会の予算の審議の中で、私は本町関係で働く労働者の賃金が非常に少なく、決して労働の対価に見合っていない状況がうかがい知れました。さきの条例でありました主任介護支援専門員、助産師の費用弁償、保育所で働くパートの保育士、ひばり学級で公社で雇用される作業療法士など、国家資格を取得しながら、その働く対価はシルバー人材センターと同額かわずかに多いなど、通常では考えられません。働く労働者の意欲もわいてこない賃金では、本町の幸福度は上がらないと思います。

日本経済そのものが賃金を上げない傾向の中で、本町だけが賃金を大幅に引き上げるっていうことは困難かもしれませんが、少なくとも働く人に賃金の低さを甘んじさせるような状態は改善させるべきだと思います。指摘した何十億円ものお金がこうした人たちの正当な働く対価に支払われることこそ重要で、生きたお金になるのではないかと思います。最小の経費で最大の効果というふうに掲げた矛盾があり、到底町の財源が有効に使われないことを指摘し、反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)

議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

本予算について慎重に精査しました結果、おおむね妥当な予算と判断しております。

2点を要望して賛成討論といたします。

1点目、それは飽くなきコストダウンの追求でございます。現在、各課では物品や各種委託料についてコストダウンに努力されておりますが、さらに廉価購入を図るために、各課任せにせず、これをまとめて集中購買するなり、あるいはスペックを統一して買ったり、廉価購入を推進すべきと思います。

例えば、委託料の場合、一例を挙げますと、エレベーター保守点検委託料の場合、役場内のエレベーターは管財課、ふれあいセンターのエレベーターは地域政策課でそれぞれ委託して発注を行っています。すなわち、各課にまたがる共通の物品や各種委託料などは、全体最適化を強力に進めていただき、強力なコストダウンを図っていただきたいと思います。現在の縦割りの構造を見直して、横の連携を図って、購入に関する権限を持った部署を設けて一元化し、専門のプロのバイヤーを育成すべきです。

私の民間の経験では、大手企業では専門の部署、例えば資材部、購買部、調達部といった一緒の部署を設けて専門的に行っております。ぜひこのようなシステムを構築し、検討していただきたいと思います。

また、今すぐできることは、購入伺いとか委託伺いが町長に上がっていくと思います。私の経験では、この伺いで必ず他の関連部署の意見も求めて、最善の方法を考えることが必要であると思います。ぜひこの点も考慮されていただきたいと思います。

2点目につきまして、2点目はウェザースフィールド町との国際交流についてでございます。海外視察については、従来から観光旅行とか物見遊山と批判が強く、納税者から監査請求を受けている事例がこれまで他自治体で多くあります。こうした批判を受けないように、国際交流を真に住民のために実施されるよう、強く要望いたします。具体的には、双方の住民の利益になるような施策を検討して、実のある国際交流を図っていただきたいと思います。

また、この国際交流は、平成9年5月19日に、ウェザースフィールド町にて長与町とウェザースフィールド町と姉妹都市に関する協定書を文書にて締結しております。その内容は、両町は教育、文化等の交流を通じて、相互の理解と信頼を深め、恒久的な友好親善関係を将来にわたって進展させるということとなっております。そしてまたこの目的を達成するために、両町は姉妹都市になり、互いにその関係を積極的に推進するということになっていきます。

それから、2点目は、姉妹都市の関係によって、互いに相互に財政的な負担をかけないよう努めると、こういった趣旨のことが協定にうたわれておられます。かつ当時の長与町長、それから当時の浜口町会議長、それからウェザースフィールド町長が署名捺印されております。この協定書の趣旨と、それ

から重みを考えて、今後この交流を積極的に推進していただきたいと思いを
す。

以上要望しまして、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

私は、議案第32号に対し、賛成の立場から討論いたします。

今回の予算は、予算規模総額112億3,298万7,000円、前年度比
5.7%、金額にして6億7,267万3,000円の減となっています。歳
入に関しましては、経済不況の中、町税に収入への影響が考えられるものの
2%の増加と見込んでいます。また、地方特例交付金が50%減、国庫支出
金が5.4%の減となる一方、歳出におきましては民生費の増大、介護保険
特別会計への繰出金の増加など、依然厳しい財政運営を迫られているのでは
ないでしょうか。しかし、このような中、健全で効率的な財政運営を図りつ
つ、限られた財源を最大限に活用し、行政サービスの低下を招くことがない
よう必要な施策に取り込んでいるのではないかと考えます。

今回の主な施策として、住宅リフォーム補助金に1,000万円、住宅用
LED電球等購入補助金に500万円は、町内業者の育成と地域経済の活性
化を目的としています。また、BCG、ポリオ、Hib、子宮頸がん予防ワ
クチン、インフルエンザの予防接種事業に1億1,724万3,000円、妊
娠中の母子の健康管理のための健康診査14回を助成する妊婦健康診査事業
4,700万円などは町単独での継続、これらは心身ともに健やかな人をは
ぐくむ地域づくりということで実施されます。子育て支援策として、私立幼
稚園預かり保育事業400万円の実施、保育料の引き下げ、特別支援教育の
充実など少子高齢化が叫ばれる中、産み育てやすい長与町を目標に、これか
らも継続を要望したいと思います。

次に、牛乳パック再生事業134万4,000円です。児童生徒が給食で
飲む牛乳パックを開き乾燥させて、それが長与町オリジナルトイレットペー
パーに生まれ変わる。子供たちにリサイクルや環境対策の意識づけをす
ることができ、費用の面でも効果があるということで、このような施策がこれか
らも実施されることを期待するものであります。

また、榎の鼻土地区画整理事業は組合施行ということですが、これに伴う
西高田線の改良整備は、将来県道に合流し、そのことにより市街地の形が明
確になり、町の活性化になるという点では、一日も早い完成が待たれるとこ
ろです。

次に、ウェザーフィールド町訪問の件です。平成9年に姉妹都市の締結
をし、その後、数回にわたる交流を重ねてきました。しかし、明確な交流は
なされていません。今のワールドワイドな時代に国際交流のメリットは多い
のではないかと思います。訪問後、どのような効果があるのか不明確な点も

多々あります。そして、労力と時間と費用がかかるという点では、協力を得られないこともあります。でも、行かないとわからない、そういう点も多く、行くからこそ進め方が見えてくるのではないかとも思います。今後は長与町に合った特徴のある交流ということが課題になってくるのではないのでしょうか。最小の経費で最大の効果が出る訪問になることを求めたいと思います。

以上のように、低迷する経済情勢のもと、厳しい財政運営を余儀なくされる中、健全財政を堅持しながら、子育て支援、町民の安心安全、町民との協働の住んでよかったという町づくりを進めるべく、真に必要な施策を重点的に実施するものであり、バランスのとれた予算案であると考え、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算について、賛成の立場から討論します。

検討の結果、ほぼ妥当な予算配分であると思います。

今回の予算が必要なところに使われているものとして、ホームページ更新業務委託料があります。利用者を意識したホームページの作成、管理のしやすさを図る試みを大いに評価します。更新後はホームページ画面を上から下へ視線をスムーズに動かせるようなデザインをお願いします。

次に、情報管理システムについては、新システムの導入により、1つのパソコン画面で住民票を見ながら納税状況が確認できるようになるなどの効率的な運用が期待できます。

一方、今後熟慮を要する点について申し上げます。今年度、米国の姉妹都市ウェザースフィールド町への親善訪問の計画に疑問を感じます。2点の要望を上げておきます。

1点目、迎え入れるウェザースフィールド町が長与町の金銭感覚を疑うおそれがあります。東日本大震災への義援金のお礼に対する訪問とのことですが、震災から復興が完了していない時期であり、熟慮を要するところであります。

2点目、国際交流発展の下地づくりを計画すべきと考えます。両町の住民同士の国際交流の場として環境を整備するとの御説明でしたが、姉妹都市の関係が長い年数を経ているにもかかわらず、住民レベルの交流は盛んではありません。国際交流事業を将来にわたって発展させるために、英語教育の強化や本町の文化振興の強化等と結びつけて、多面的な計画案の提示を希望します。

次に、予算を配分してほしい場所に予算の配分ができないとの回答が聞かれます。例として、小・中学校の修繕料について予算の配分が少ないと感じました。御説明では、町内5小学校に配分される予算は、2校が100万円、

3校が120万円、町内3中学校に配分される予算は、1校が100万円、2校が200万円。大きな修繕がある場合は新たに工事費を予算化することでした。しかし、広範囲で少額な修繕を要する箇所は少なくないはずで、優先順位による修繕とのことですが、予算の配分が少ないことで後回しの修繕が出るおそれがあります。必要なところに多くの予算が配分されるように、全般的なむだの削減をお願いします。以上です。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第7、議案第32号、平成25年度長与町一般会計予算を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

議 長 (山口経正議員)
起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第33号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)
議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算について、賛成の立場で討論します。

長与町駐車場運営に関しては、前年度より幾つかの改善策を要求してきました。今回の予算では、駐車場管理委託料を減額するなどの改善策はとられています。また、他の改善策についても、調査、研究、検討を行っていくとの答弁が町長、担当所管からありました。今後の対応に期待いたしまして、議案第33号に賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)
議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

本予算について慎重に精査した結果、おおむね妥当な予算と判断しております。

1点を要望いたしまして、賛成討論といたします。

私は老人福祉センターの地下駐車場については、建物と表裏一体としてとらえるべきものと思います。現状は建屋の老朽化、駐車場内の安全対策、さらには本駐車場の出入り口が交差点と非常に近いため、出入りに不便等の課題があります。建物は老朽化がかなり進行していると思います。耐震診断はいつ実施されるのかわかりませんが、まずそれを早く実施する必要があると思います。その上で、全面建てかえか一部補修の検討、並行して町長が言っておられたまちづくりのコンパクトシティの構想を急ぐ必要があります。

また、私もこの案件につきましては、今後住民の意見をよく聞きたいと思っています。町としても十分住民の意見を聞く必要があります。それらを丁寧に検討していただきたいと思います。

町長は25年度中に検討結果を出すと言われましたが、私は1年間で検討を出すのは難しいと思います。ぜひ時間はかかっても住民に納得いく説明が必要だと思います。拙速な検討は避けていただきたいと思います。

以上要望しまして、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

私は、議案第33号に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回の予算は、歳入歳出それぞれ684万4,000円とするものであります。

歳出に関してですが、印刷製本費22万3,000円、郵便料5万2,000円は、利用者の立場から毎月の銀行振り込みの手間がなくなるだけでなく、毎月送られてくる二重はがきの郵便料に対するものでありましたが、23年6月議会から改善を要望しておりました。そこで、今回、銀行の引き落としができるようになるということで、特に月決め利用者の利便性の向上が図られることとなります。しかし、嬉里、長与駐車場の委託費に関する明確な答えは出ていません。人件費に関しては、仕事量に見合う時間給ということで削減がなされましたが、時間外利用ができないことなど幾つかの問題点は残されています。

また、老人福祉センター利用者のため、人の顔が見えることで安心安全が図られるので、無人ではなく有人での対応が望まれるとの答弁でしたが、月極めで借りている利用者にとって、人がいなくなる10時から朝方までは明かりがなく場内は暗いため、足元もよく見えないという、それが現状です。夜間は無人で、防犯カメラもないので、それらの点を考えると安全とは言いがたいと感じます。

以上、2点を指摘し、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第8、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
場内の時計で11時45分まで休憩します。
なお、議会運営委員会の皆さんは、第1委員会室にお集まりください。
(休憩11時37分～11時45分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き、会議を再開します。
ただいま、お手元に配付のとおり、委員会提出の発議第2号、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算に対する附帯決議が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
追加日程第1、発議第2号、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算に対する附帯決議を議題とします。
附帯決議について、提案理由の説明を求めます。
総務常任委員長。

総務常任
委員 長 (佐藤 昇議員)
議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算に対する附帯決議の件について、趣旨を説明いたします。
まず、なぜ附帯決議が出されたかという点につきましては、総務常任委員会では過去、決算、予算と計4回審査いたしました。その中で、駐車場に対する、こうしたらよいのではという提案と改善点などを指摘してまいりました。検討しますという答弁に期待して、討論の中で意見を付して全会一致で可決してまいりました。しかし、検討はしてきたという今回の委員会での答弁がありました。委員が求めるような一歩進んだものではありませんでした。

それと、駐車場会計は700万規模の予算で、町全体の予算からすると小さなもので、私も3回目の総務委員であります。過去何の違和感もなく通してきました。こうした決議まで出される背景には、人が入れかわったこと、1期生の住民目線の立ち位置で考えることのあらわれではないかと考えます。

決議案の内容につきましては、一度聞いていただければ理解できると思いますが、1点目につきましては委託方法、あるいは機械化すればもっと収益が上がるのではないかと、逆に、住民福祉を考えるのであれば無料にしてもいいのではないかと、駐車場そのもののあり方をしっかり検討してほしいということでもあります。

老人福祉センターは老朽化しており、今後の建てかえ、あるいは再配置について問題のある場所で、簡単に結論が出る問題だとは考えていません。しかし、何年先になるかわからないという理屈で現状何もしないということにはなりません。機械化した場合の調査もされていたようですが、見積もりが甘く数字合わせのような印象があります。そういうことも含めて真摯に検討してほしいという趣旨であります。

2点目については、老人福祉センターという特殊な点を考慮し、安全面から人を配置しないといけないという理論でありましたが、現状、勤務者はボックスにほとんど入っており、安全面に寄与していない、時間駐車の間時間が過ぎると駐車場は無人で、場内の電気は消され、真っ暗になり危険であり、定期駐車の人々の安全面には全く配慮していないとの趣旨であります。

3点目については、業務内容からして委託料が高いのではないかと、テレビの設置、活用のあり方、定期駐車自動引き落としなど小さいことではあります。指摘してきたにもかかわらずなかなか前に進まないことを改善するような趣旨であります。

これまで、委員長報告あるいは討論の中で指摘してまいりましたが、残念ながら改善がなかなか進まないで、こういう形をとることになりました。予算そのものを凍結するようなものでもなく、敵対するような内容でもなく、前向きに考えましょうという趣旨でありますので、御理解、御賛同をよろしくお願いいたします。

以上、附帯決議案の趣旨説明を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

25年度長与町駐車場事業特別会計予算に対する附帯決議について、私は反対の意見を申し上げます。

まず、今回この内容を見ますと、この案件そのものは附帯決議に値するような内容であるのかという疑問を持ちました。この長与駐車場は、公共施設として唯一とも言える収益を上げる施設でございます。もう一つ、この駐車場の位置というのは、長与町のほぼ中心で、商店街、それから社会福祉協議会、そして商工会の事務所もあります。そういう意味では、必要な施設、非常に重要な施設だと思っております。

もう一つ、あのメインストリートは不法駐車が非常に多いということで、私も以前、一般質問とか委員会の中で、あの駐車場を有効利用して無料にしたらどうか、30分までは無料、それ以降は有料にすべきだという意見も申し上げてきたところでございます。

また、安全性という面では、あそこは要するに地下の駐車場になつとるわけです。地下の駐車場ちゅうのは周りから見えないので、やはりここに駐車場の管理人がおる、人の目で見るということは大変必要なことだと思っております。やっぱり日中であれば、普通の昼であってもやはり密室性という面では、出入りをちゃんとチェックする人間の目というのは非常に重要だと思います。監視カメラということもありますが、監視カメラはあくまでも抑止の意味では必要ですが、完全に犯罪とかそういう防止では、やはり人間の目が正しいと思っております。

それから、業務委託の内容ということですが、先ほどの賛成討論等でもちょっと気づきましたけれども、この業務委託費、人件費についても既に改良を加えたということで削減をしとるという話を聞きました。これについては本当にゆゆしき問題だと思っております。ここはシルバーにたしか委託されとるわけですけれども、委託料を議会が下げようというのとは、これシルバーであれば時間単価でもう決められとるわけですね。そしてこの委託料が法外なものであるのかと言えば、それぞれのシルバーの基準に基づいてやられとるわけです。

それと、中についとるテレビもこれはむだだというような意見が出ておりましたけれども、ここで実際にあそこで働く労働条件どうなのかということですね。あの狭いところに高齢の人ですよね。私が自分であそこに入って、そして何時間が交代でしょうけれども、その環境を考えた場合に、本当にテレビがむだだとかそれ受信料、そういうことが言えるのかと思います。非常に夏は暑いだろうし、冬は寒いだろうし、そして時間駐車といえども、長崎市内にあるような駐車場みたいにひっきりなしに出入りがするということのところではテレビも見るひまもないかもしれませんけれども、大体計算しま

すと、1時間に何台かぐらいしか入らないと思います。私もあそこはかなりよく利用しますけれども、やはり駐車場の管理というのは人間がおってこそ安心しておけると思っております。

そして、今度はこの業務費以外の部分での町費負担の削減ということですが、この公共施設というのは、費用の削減とかそういう面ばかりを余り見詰めるものではないと。特に最初に申し上げましたけれども、大幅な赤字が出るとか、それから駐車場の管理人さんの、例えば不祥事があったとか着服をしたとかいろんな問題があった、そして安全性も言われておりますが、これはもうあそこにできた時点から危惧される場所ではあったと思っておりますが、私はあそこでよく出るときに、確かに問題ですが、不便を感じる時もあります、大体あそこで車を出しますと、ほとんどの人はとまってこっちをあけてくれますよ。やっぱり不用意に飛び出したりすれば衝突の危険性もありますが、これは一つの交通マナーで十分防げる。事故があって、あの場所が悪かったちゅうのは、これは後の結果論であって、そういう面からも考えて、私は今の現状は保持していただきたいと思っております。

そして、あとこれは建てかえるときに、次の建てかえるときにこのいろんな面を考慮してやっていただきたいなど。

以上の点から、今回の附帯決議は出すに当たらないということで反対いたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

ただいま提出されました附帯決議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

3点の指摘がなされましたが、まず1点目についてです。長与町駐車場の経営方針についてですが、歳出は長与駐車場の需用費、委託料が大部分を占めています。公共施設であるということ、住民サービスの観点、雇用の問題など多額の利益を追求するものではないことは理解しております。しかし、今予算で管理委託料が減額されたとはいえ、それでよいのか疑問です。もっと他の委託料とも比較検討し、公平に、効率的にできる点は多々あるのではないのでしょうか。その方向性を明確にするべきだと思います。

2点目の安全性、利便性ですが、長与駐車場は中央商店街の飲食店に来られた方も利用しています。しかし、午後10時には必ず出庫しなければ、翌朝8時まで出すことはできません。また、無人となった夜間は場内に明かりはなく、防犯の面では安全とはいいがたいのが現状です。これらの点を考慮し、何らかの対策を講じることが必要ではないかと考えます。

次に、3点目ですが、他の委託先などと比べた場合どうなのか。勤務状況など現状を把握する必要もあると思っております。

23年度から今予算まで4回の審議を重ねてきましたが、改善されていないことを考えますと、再度駐車場会計のあり方、考え方を検討していただき、今後、住民の利便性も考慮し、気軽に利用可能な駐車場経営を要望し、この

議 長

附帯決議案に賛成といたします。

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算の附帯決議について、私は反対の立場から討論いたします。

今回の附帯決議は、余りにもとっぴな感じがしまして違和感を感じます。本駐車場以外の案件でも改善されていない先延ばしの議案はあります。なぜ今回の駐車場予算だけが附帯決議なのかということについての理由が明確でないと思います。

それから、2点目、附帯決議案の内容についてですが、この決議案の文章だけ見ますと、余りにも抽象過ぎます。総務委員会のメンバーは、これまでの審議からある程度わかりますが、総務委員会以外のメンバー、とりわけ一般の住民にとっては、この決議案を読んだだけでは意味不明です。現在、議会基本条例中、検討中ですが、その中で町民と議会の関係の第3章で、議会は積極的な資料の公開に努め、町民に対しわかりやすい議論を行うことを規定しております。その前提に立てば、より具体的に記載し、意味がわかるようにしなければならないと思います。

例えば、前文の文章の中で、本町嬉里の駐車場、ここは老人福祉センターの地下駐車場と明確に書いていただければわかりやすいと思います。それから、駐車場の再三にわたり指摘を行い、どのような指摘を行ったのかということも記載すべきでしょう。それから、各項目の1、2、3とありますが、1番目、経営方針を明確にしていう文言がありますが、これは採算面なのかサービス面なのか、機械導入なのか、より具体的に記載すべきでしょう。3点目、利用者の安全性、利便性に配慮した対策を講じるとなっていますが、これも具体的に監視カメラとかそういうのを記載すべきでしょう。それから、業務内容等について。ここはますますわかりにくいんですけども、一般の人が見たらわかりにくいと思います。業務費、委託費以外の部分での町負担削減に取り組むこと、これは先ほど出たテレビとか受信料のことを指している。それならばそれを具体的に書くべきだろうと思います。

それから、3点目、私は老人福祉センターの駐車場については、建物と表裏一体としてとらえるべきものと思います。現状は、建屋の老朽化、駐車場内の安全対策化、それからさらには、本駐車場の出入り口が交差点と近いため出入りに不便との課題があります。建物は老朽化がかなり進行していると思います。私としては、老人福祉センターの将来については住民の意見を十分踏まえた上で、駐車場を含めた老人福祉センターのあり方について判断したいと考えてます。その結果で、行政に対する工程を含めた要望、意見を出したいと考えています。

それから、附帯決議についてでございますけれども、もちろんこの附帯決議は議決した法案や予算案について意見や希望を盛り込んだ決議で、法律的

な拘束力は持たないと言われてます。しかしながら、拘束力はないものの、町の政策に対して事実上拘束力を発揮するとも言われております。また、行政に対する議会要望なので、本当は議員全員の賛同が一般的とされております。私は多数で附帯決議をすることは問題があると思います、この意味で。

また、今回の議決内容は、町が当然行うべきであり、附帯決議とするものではないと思います。

以上、反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

私も今回出されました附帯決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、今回の附帯決議を私なりに解釈し、賛成の立場でするものですが、これまでも委員長報告でありましたように、委員会はこの間、駐車場特別会計の疑問点、矛盾点を指摘してきました。当然、町の努力により改善されたところもありますが、十分ではなく、やはり今一步踏み込んだ町の姿勢を期待したものであるというふうに確信しております。

まず1点目の長与町駐車場の経営方針を明確にしというところですが、私は決して、イコール無人化だというふうには考えておりません。討論の中でもありましたように、今後無人化されると雇用の場が失われるという懸念をされるところもあります。しかし、この駐車場は、やはり今後必要なのはバリアフリー化というだれでもが利用できる、そうした駐車場になるべきだというふうに思います。現状のあつた状況では、簡単に利用できる、障害者の方だとかは簡単に利用できません。こうした問題も含め、この駐車場の今後のあり方を明確にしていくというところが、この間、委員会でも議会の中でも問題点として指摘されたところではないかと、私は思っております。そういった部分を明確にするというところは、当然の内容ではないでしょうか。

2点目の、利用者の安全性、利便性を考慮した対策を講じること、この部分も同僚議員の中からも発言がありました。私も細かくは申しませんが、やはりこの点での駐車場の管理はシルバー人材センターに委託しておりますが、その業務内容がだれが見ても明らかになるような業務内容ではなかったということがここまで至った経緯だというふうに思います。雇用の確保は重要です。同時に、利用者の安全性と利便性、この部分の確保も重要だと思います。この部分を含めて、やはり対策を講じていただくことというのは重要ではないでしょうか。その部分がまだまだ改善されてない状況については、こうした附帯決議も必要だというふうに思います。

最後に、業務内容等について、委託先との再協議、この部分についても、先ほど言われました管理者、管理人がいることでの安全性が保たれるという部分でありましたが、そうしたことも含めて、やはり委託先とその部分でも十分な、業務内容の中に入れ込んでいただくという部分も当然必要ではない

かというふうに思います。そうした部分が改善されてない中、やはり答弁の中でも見えてこない中では、今回の附帯決議は当然しかるべき措置だということで、私は賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6 番、安藤克彦議員。

6 番 (安藤克彦議員)

私は、ただいま議題となっております議案第 33 号に対する附帯決議に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、附帯決議につきましては、本町議会にはなじみのないものではございますが、全国の地方議会においても広く使われており、先週の長崎市議会においては平成 25 年度当初予算の新市立病院に関する部分において附帯決議が可決され、今、議会が新市民病院建設に対して何を求めているのかがはっきりとした形で住民に示されております。

附帯決議に示しました 3 つの事項は、理事者側が委員会審議の中で答弁し、約束してきたことと理解しております。細かい部分については、理事者側にボールを投げておりますので、今後、慎重に検討した結果、新たに議会に説明をいただきたいという趣旨でございます。

常任委員会は原則公開とはいえ、議事録も広く公表されておらず、委員会審議で何が約束されたのか、なかなか住民にはわかりづらいものがあります。町と議会が約束した重要なことをこのような附帯決議という形でわかりやすく示し、その後の経緯を住民の方々にも議会とともに見守っていただく、このことはまさに、我々長与町議会が進めている議会改革、委員会改革の開かれた議会の第一歩となるのではないのでしょうか。

残念ながら、総務委員会ではこれらの趣旨を御理解いただけず、全会一致の結果を見なかったわけですが、この場においては多くの方の賛同をいただけたらと思います。

以上、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

16 番、堤理志議員。

16 番 (堤理志議員)

私は、発議第 2 号、議案第 33 号、平成 25 年度長与町駐車場事業特別会計予算に対する附帯決議に賛成の立場から討論を行います。

今回の附帯決議は、駐車場の経営方針の明確化と議会への説明、利用者の安全性、利便性の配慮と対策、業務委託先と協議し、委託費以外の部分の超負担削減を執行当局に求めるという 3 つの項目を要請する内容になっております。

駐車場事業会計と運営を再点検するという意味で、私は賛成いたします。

私は、この項目で慎重に検討する必要があると思いますし、また懸念する問題がございます。駐車場会計は、この間、多大な赤字を抱えているわけではなく、適宜防火設備の適正化などを行い運営されてきたと理解をいたしております。行政は企業とは違い、利潤追求を目的に経営しているわけではありません。住民福祉の向上や住民の利便性を向上させる目的で駐車場を運営しているわけです。そうした駐車場運営の理念を明確化して、そのことをしっかりと議会に説明するべきであったというふうに考えます。

また、行政の役割は、歳入を確保するだけにとどまらず、雇用を確保する役割もあります。町営駐車場は、少人数とはいえ、高齢者雇用の場としての役割を果たしています。歳入確保一辺倒、もうけ主義に走り、結果的に駐車場従事者の待遇を悪化させたり、住民の雇用の場を奪うようなことがあってはならないというふうに考えます。

聞くところによると、予算の審査に当たり、駐車場の料金所建屋に現在設置してあるテレビや冷暖房の必要性、是非も議論になったと聞いています。附帯決議には、町負担削減に取り組むこととうたっています。直接的な表現はしていませんが、結果的に冷暖房などを撤去することを要求しているとも受け取られるわけです。職務上テレビが必要かといえ、それは確かに妥当性は薄いかもしれませんが、しかし、料金所は周囲をコンクリートに囲まれ、通気性がよいとは言えない場所であり、夏場は連日30度を超え、冬場は氷点下を前後する日が続きます。働く人の健康面も留意しなければなりません。職場の冷暖房を撤去することが適切かどうか、十分に、慎重に検討していただきたいものです。

さらには、料金徴収を機械化、無料化するということになりますと、高齢者の就業の場を奪うことにつながってしまうのではないかと、そういう懸念も持っております。シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、短期的、または軽易な業務の就業と定められており、高齢者の就業確保と生きがいづくりが目的であります。一般的な就労と同列に比較するべきではありません。ましてや、高齢者を現役世代と互いに対立させ、敵対視させるような構図を形成するような、そうした行動や考えは、私は自制するべきだというふうに考えているところです。

高齢者は、戦後の困難な中で、人生をかけて日本を復興させ、今の繁栄の基礎を築いてこられた方々です。こうした方々が定年を迎えた後、社会に貢献し、生きがいを見出していただき、時には旅行に出かけるぐらいの収入を得て余生を楽しんでもらうような心を、町の方針の中に盛り込んでほしいと思います。

以上の検討すべき課題は述べた上で、今回の附帯決議により、駐車場事業会計と運営の理念の明確化をこうした指摘した観点から再検討すべきという意味で、賛成の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、追加日程第1、発議第2号、議案第33号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計予算に対する附帯決議を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長 (山口経正議員)

起立少数。

よって、本案は否決されました。

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩12時15分～13時15分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、議案第2号、長与町新型インフルエンザ等対策本部条例、日程第10、議案第3号、長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例、日程第11、議案第4号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第12、議案第5号、長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第13、議案第13号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第14号、長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第19号、長与町立学校設置条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第20号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第21号、長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第25号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第19、議案第26号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第20、議案第27号、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第21、議案第34号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第35号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第36号、平成25年度長与町介護保険特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長 (西岡克之議員)

それでは、御報告いたします。

去る平成25年3月11日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査結果につきまして、御報告をいたします。

議案第2号、長与町インフルエンザ等対策本部条例につきまして、3月12日から、委員6名出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、小佐々健

康保険課長ほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

この議案につきましては、国の法整備により条例を整備したものであります。よりわかりやすくするためにと、他の条例との表現の整合性を図るために修正案が提出されました。

内容については、第2条2項中、「整理する」の次に「ほか本部長に事故があるときは、その職務を代理する」を加えました。第5条、前各条をこの条例に改めるとするものです。

そのほかの質疑の中身につきましては、条例は新型インフルエンザが発生したときのみの条例かとの質疑には、感染が高いものに関しては含まれるとの答弁がなされました。

また、終息の判断はどうするとの質疑には、国の行動計画により示されるとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、修正案を可決し、修正部分を除く原案に対して全会一致で可決をいたしました。

議案第3号、長与町地域指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の件を御報告いたします。

3月13日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求めて、慎重に質疑を重ねて審査をいたしました。

この条例は、地域の自主性、地域性を高めるための条例でありまして、いわゆるミニ特養老人ホームの定員は、2条で29人以下と規定し、3条で申請者の資格は法人であるものとの規定がなされておりました。

主な質疑といたしましては、今までの規則の変化はあるのかとの質疑に、今回の条例は、定員、サービス事業申請者の資格を定めるだけのもので他の変更はないとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第4号、長与町地域指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件につきまして、3月13日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

この議案は、先ほどの3号の条例と同じで、長与町地域指定密着型サービス事業の人員、設備、運営に関する基準について示されており、質疑の主な内容としては、本会議で同僚議員の質疑にあったように、条例で定めず規則に委任するかどうかの質疑には、今回の主権改革一括法の趣旨にのっとり、本条例は基本的な基準は条例に盛り込み、細部にわたる数値的な制約は規則で定めた。しかし、厚労省の基準に従っており、逸脱はできないとの答弁がなされました。

また、細目を規則で定めると議会が関与できない。ある意味行政の責任が重くなるが、どうかとの質疑には、それに関しては重く受けとめて、責任ある対応をするとの答弁がなされました。

質疑を重ね、慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第4号、長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件を御報告いたします。

3月13日、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求め、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

この議案も地域主権一括法の公布によるもので、6条の2については1項で協議会委員の任命基準を明確にし、第2項で委員の定数を明記し、第3項で委員の任期を記してありました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決するものといたしました。

議案第13号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件について、御報告をいたします。

3月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

条例の中身に関しましては、第3条の中で「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

質疑の主な内容といたしましては、名称が変わることで内容的な変更はあるかとの質疑に、変更はほとんどないとの答弁がなされました。

また、町長の施政方針でもあったが、今後具体的に内容が示されたら対応したいと言っていたが、スケジュールはどうかとの質疑には、今後、県からの説明があるので、その後速やかに対応したいとの答弁がなされました。

質疑を重ね、慎重に審査した結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第14号、長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の件について、御報告をいたします。

3月12日、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

この議案は、先ほど御報告いたしました長与町地域自立支援協議会の設置に伴い、当該委員の報酬及び委員、費用弁償について規定したものでありまして、会長の報酬が月額7,400円、委員は月額7,000円と定めるものであります。

質疑の主な内容は、会の開催回数はどの程度想定しているかとの質疑には、年1回の開催は予定している。県にも同様の会議があるので、整合性を図っていくとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第19号、長与町立学校設置条例の一部を改正する条例の件を御報告をいたします。

3月12日、委員全員出席のもと、説明員として勝本教育委員会理事、森川教育委員会総務課長ほか関係職員の出席を求め、慎重に質疑を重ね、審査をいたしました。

この条例は、長与小学校建てかえにより旧校舎から新校舎への移転に伴い、

旧住所、長与町嬉里郷634番地から、新住所、長与町嬉里郷659番地2への変更するものであります。

質疑の主な内容といたしまして、校舎を移転後のグラウンドの使用についてはどう考えるか、スケジュールはどうかとの質疑には、旧校舎を解体後整備し、グラウンドとして使用する。平成25年度中に解体後、26年にかけて整備するとの答弁がなされました。

また、嬉里郷659番2は1筆かとの質疑には、1筆であるとの答弁がなされました。

また、整備後のグラウンドは、社会体育にも貸し出しは可能かとの質疑には、可能であるとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

続きまして、議案第20号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。

3月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか関係職員の出席を求め、慎重に質疑を重ね、審査をいたしました。

この条例は、町立高田保育所の新築移転に伴い、住所を既存の住所から、西彼杵郡長与町高田郷2047番地3に改めるもので、4条から7条を削除し、8条を4条とするものであります。

質疑の主なものとしては、移転後の跡地利用について質疑がなされ、現在の建物は解体はいつするかとの質疑には、25年度予算で解体する。借地なので、地権者と話し合いの上決定するとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第21号、長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例の件について、御報告をさせていただきます。

3月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか関係職員の出席を求め、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

本案も上位法の改正によるものであり、地域の自主性、自立性を高めるものであります。

質疑の主な内容としては、協議会の委員の選任方法、定数などについての質疑がなされ、3条の5の障害者及びその家族に対しての委員の選出はどうするのかとの質疑には、身障者協会からの推薦を求めるとの答弁がなされました。

また、委員の中に雇用関係はいるのかとの質疑には、現在はいないが、今後はハローワークの方の登用も考慮していきたいなどとの答弁がありました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決するものと決しました。

議案第25号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を御報告をいたします。

3月12日、説明員として田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長ほか関係職員の出席を求めて質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

本案は、歳入歳出それぞれ1億3,371万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ44億7,300万9,000円とするものであります。歳入では、療養給付費の確定による減額補正1億3,162万5,000円や、諸収入で交通事故などの国保建てかえ分の返納金によるものであります。歳出では、療養給付費の減額、他財源組み替えによるものが主なものであります。

慎重に質疑を重ね、審査をした結果、全会一致で可決するものと決しました。

議案第26号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件について、御報告をさせていただきます。

3月13日、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,407万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,272万8,000円とするものであります。

歳入に関しましては、保険料の最終決定によるものが大きなもので、歳出は広域連合交付金の決定によるものであります。

慎重に質疑を重ね審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第27号、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件について、御報告をいたします。

3月13日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求め、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

概要といたしましては、規定の保険事業勘定の歳入歳出それぞれに2,021万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ25億602万6,000円とし、介護サービス事業の歳入歳出それぞれ338万5,000円を追加し、歳入歳出総額を2,167万9,000円とするものであります。

内容の主なものは、歳入で介護保険事業補助金でシステム改修による事業費補助金がありました。歳出の主なものは、居宅サービス給付費の増額給付でありました。サービス勘定では、歳入では23年度の繰越金の精算によるもので、歳出ではケアプラン委託料によるものであります。

慎重に質疑を重ね、審査をした結果、全会一致で可決するものといたしました。

議案第34号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計予算の件につきまして、御報告をいたします。

3月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長、飯塚参事ほか関係職員の出席を求め、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

議案の主な内容といたしましては、歳入歳出総額をそれぞれ45億6,635万3,000円とするもので前年度比2.5%の増でありました。対象世帯数5,410世帯、9,870人であります。

質疑の主なものとしては、特定健診受診の実態と受診率向上についての質疑には、現在長崎市ではできない受診を可能な方向に今後努力し、特定健診システムを導入し、今後さまざまな展開ができるので、受診勧奨に利用できるとの答弁がありました。

また、健康管理システム委託料についての質疑では、特定健康診査と保健指導ができる。先々で予防接種や妊婦健診等さまざまな保健指導ができるとの答弁がありました。

また、委託先は決定しているのかとの質疑には、県内2事業所しかシステムを保持しておらず、さまざまな観点から判断したいとの答弁がありました。

質疑を重ね、慎重に審査した結果、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第35号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件について、御報告をいたします。

3月14日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求めて質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、歳入歳出それぞれ3億8,926万8,000円とするものであります。被保険者数は4,020人でありました。

質疑の主な中身といたしましては、督促手数料は何件分を予定しているのかとの質疑には、約60件分を予定しているとの答弁がなされました。

委託料では、システムの改修委託料が入っているが、毎年行っているのかとの質疑には、オーバーライトで書きかえを行っているとの答弁がなされました。

また、本制度は平成26年に改正のようだがとの質疑には、今のところ、現状でいくようだとの答弁がなされました。

慎重に質疑を重ね、審査をした結果、賛成多数で可決するものと決しました。

続きまして、議案第36号、長与町介護保険特別会計予算の件を御報告いたします。

3月14日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、松村参事ほか関係職員の出席を求めて質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

本案の予算は、保険事業で歳入歳出総額25億3,941万6,000円でありまして、前年度比2.7%の増加であります。サービス事業勘定では、歳入歳出総額1,893万7,000円で、3.5%の増加でありました。

質疑の主なものといたしましては、歳入で第1号被保険者保険料の算出根拠はどうかとの質疑は、事業計画を立てて算出をしている。最終的には実績で調整するとの答弁がありました。

歳出で、保険介護システムリース料の中身は具体的にどうかとの質疑には、ソフトほか、パソコン、プリンターなど周辺機器13台分の料金であるとの答弁がなされました。

また、3款2項での地域住民グループ支援事業補助金は交付は何団体かの

議 長

質疑には、サポーターポイント制度の中身はとの質疑には、本年は13団体である。65歳以上の介護認定を受けていない方が対象で、介護施設でボランティアを実施した方が対象になる制度である。後ほど広報で告知、募集をすとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第36号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第2号の討論を行います。

まず、原案賛成の討論はありませんか。

次に、原案反対の討論はありませんか。

次に、修正案賛成の討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

私は、議案第2号、長与町新型インフルエンザ等対策本部条例に対する修正動議に賛成の立場から討論を行います。

本条例の原案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、長与町における対策本部を設置し、体制を整備する条例であります。

政府の資料によりますと、この特別措置法の目的は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするとしております。長与町民の生命と健康を最大限保護する役割を担う極めて重要な条例だと認識をいたします。

委員会での条例審査の中で、副本部長の役割について、本部長を補佐することと本部の事務の整理と定めていますが、本部長に何らかの事故があった場合、その職をだれが代理するのか、その場合の法的根拠が議論になりました。委員会での質疑では、県が示した条例案をそのまま準用したとの趣旨の説明がありました。確かに、他の自治体の条例案もほぼ同様の文言となっています。しかし、小田原市の同じ条例には、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する旨が条文化されております。この条例は、前述したとおり、町民の命と健康を保護する体制を定める条例です。最高責任者、指揮権者の明確化など重要な事項については条例上に明記をし、万が一のときに副本部長が職務を代理することができる根拠を記しておくべきだというふうに考えます。

現在、長与町議会は議会改革に取り組んでいます。その最高規範となる議会基本条例案の柱の一つとして、執行機関と切磋琢磨する議会を目指しています。執行機関が提案する条例や議案について、町民にとってよりよい条例にするために、議会がこうした条例や議案を修正することは大いに歓迎されることと考えます。これからの議会の役割として必要なことだと思います。

以上の理由から、この修正動議に賛成をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、原案賛成の討論はありませんか。

次に、原案反対の討論はありませんか。

次に、修正案賛成の討論はありませんか。

原案賛成、原案反対、修正案賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第2号、長与町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正可決です。

したがって、まず本案に対する修正案について、起立によって採決します。
本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本修正案は可決すべきものと決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決
します。

修正議決した部分を除く原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、修正議決した部分を除く原案は可決すべきものと決しました。

これから、議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、日程第10、議案第3号、長与町指定地域密着型サービスの事
業者等の指定に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第4号、長与町指定地域密着型サービスの事
業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第5号、長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第13号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第14号に対し、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、国の障害者自立支援法から、今年度4月より障害者総合支援法に名称が改正され、施行されることに伴う条例の改正であります。

概要は、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたものです。

また、本町では、現在、認定審査委員が社会福祉士など医師や10名いらっしゃいます。この制度に新たに範囲として、難病の特定疾患300以上が加味されることとなりました。難病の障害者手帳の交付に当たって認定区分を受け、サービス利用計画書の策定などが必要となってきます。個々の障害の特性に合わせ、さらなる支援の充実と拡充を提供していただきたく、この条例に賛成の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第14号、長与町障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第19号、長与町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第20号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

- 2 番 2 番、安部 都議員。
(安部 都議員)
議案第 2 1 号、長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例に賛成の討論をいたします。
この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、協議会を設置されたものです。現在、20 人の委員のうち 14 人が任命され、組織に新たに障害者及びその家族が構成員に加味されました。
すべての国民が障害の有無にかかわらず尊重され、共生社会の実現、また社会的障壁の除去を理念とし、ノーマライゼーション社会の概念であります。身体、精神、知的、難病者がそれぞれの立場から社会に理解と協力を求めるための意見の集約と、当該者の声が尊重され、弱い立場の者が救われる福祉の長与が期待されるところであります。
よって、一層の改善がなされ、安心してだれでもが幸せに長与で過ごせることを希求いたしまして、この委員会がより一層充実し、実りあるものとなるために賛成の討論といたします。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第 1 7、議案第 2 1 号、長与町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第 2 5 号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第 1 8、議案第 2 5 号、平成 2 4 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第26号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第27号、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番（堤理志議員）

議案第34号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、自営業、農業、漁業、退職者、パート、アルバイトなど企業や団体の健保、共済組合以外の人たちでもいざというとき、経済的心配をなく安心して医療機関に受診できるための助け合いの保険制度であることが、町のホームページに掲載をされています。国保は、零細業者、パート、アルバイト、リストラなどによる退職者など比較的所得が少ない、いわゆる生活弱者、経済的に弱い立場の方々が多く加入している制度でもあります。国民の命と健康を守る大切な制度であり、社会保障である国保ですが、国保財政は全国的に危機的状況にあります。折しも大不況の中で、収入、所得が

大きく落ち込み、ただでさえ生活困窮者が多い国保世帯の生活苦は一層大きくなっています。

長与町の国民健康保険税は、24年度から大幅に税率が引き上げとなりました。国保財政が逼迫していることが原因ではありますが、国保世帯の町民の方々の家計もさらに逼迫することになってしまい、払いたくても払えない、病院に行けない世帯がふえるおそれがあることを思うと胸が詰まる思いです。

国保予算を審査していく中で、国保の構造的な問題は住民の努力で解決できる問題ではありませんし、また国の国保運営の努力だけで解消できる問題でもありません。全国的に地方議会が国に提出している意見書に記載してありますとおり、根本的には国保への国庫負担の割合が以前は45%あったものが38.5%に引き下げられ、さらに市町村国保の事務負担金への国庫補助が廃止されるなど、国は国保を社会保障として存在させる責任を放棄しているかと思えない対応に問題があります。住民代表である議会から、こうした問題を住民に成りかわって指摘する意味からも、国保の重い負担に異議を訴える多くの国保世帯の声を代弁して、本国保予算に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第34号に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

25年度国民健康保険特別会計歳入歳出は、それぞれ45億6,635万3,000円となっており、昨年度比2.3%の増となっております。国民健康保険は、国民すべての病気、けが、出産、障害、死亡、老化、失業などの生活上の問題について貧困を予防し、貧困者を救い、医療などサービスを給付し保障する国民皆保険の制度であります。

しかし、高齢化に伴い、被保険者の医療費の増大、失業者の増加などにより、本町でも国保基金の財政がパンク状態となり、国保保健事業特別会計の健全化を図るため、15年度ぶりに昨年度から国保税の引き上げが余儀なくされました。これも弱い者への負担となるため、引き上げ認定は苦渋の決断でありました。

今年度も特定健康診断により、病気の早期発見、早期治療を行うことにより、医療費の抑制や受診率アップのための推進、またジェネリック医薬品の使用により医療費の抑制などを図り、今後のさらなる健全な財政運営と国民皆保険受診者が安心して治療などを受けられることを希求いたしまして、賛成の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第34号、平成25年度長与町国民健康保険

税特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

私は、議案第35号、平成25年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

現在、後期高齢者医療制度は、長与町で窓口業務を、運営は県の広域連合で実施されています。後期高齢者医療制度に関する町や広域連合の運営そのものに違法性や瑕疵があるわけではありません。平成23年9月議会で、決算の討論で私は、この制度は、75歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から脱退して、保険料は原則年金天引きとなること、そして、時がたてばたつほど負担がひどくなっていく仕組みであるというふうに申しましたが、その後実際に住民の保険料負担は増加をいたしました。人の命と健康にかかわる医療制度に年齢での差別、高齢者への新たな負担増を持ち込み、長年社会の発展に尽くしてこられた高齢者に対し、痛みと苦しみを強いるという制度をつくった国は、日本をおいてほかにありません。

長与町議会は、平成20年6月議会で、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願を賛成多数で採択しています。町民の代表機関である議会に中止、廃止を求めているこの制度、町民の理解を得られない後期高齢者医療の予算に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

私は、議案第35号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者保険は、平成20年度から75歳以上を対象として行われている保険制度でございます。この後期高齢者制度については、ただいま同僚議員からの意見もありましたが、制度そのものにはいろいろな諸問題が表面化してきております。

しかし、医療費増が続く中、制度の安定的な運営を図っていくため、広域連合において地域の実情を踏まえ、適正化、保険料収納等に取り組んでおります。また、長崎県後期高齢者医療広域連合では、制度開始以来、市町村と

関係機関との連携をしつつ、今後は県との連携を深めていく予定と聞いております。

高齢者の皆様の健康を守っていくためには、町としてはこの制度を粛々と運営していかなければならないと思っております。今後、新しい制度の導入が行われましたら、新高齢者医療制度がよりよい制度となることを期待して、私の賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第22、議案第35号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第36号に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ25億3,941万6,000円の前年度比2.7%の増と、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ1,893万7,000円で、前年度比3.2%増となっております。

2005年6月、介護予防支援事業が導入され、本町では高齢者の機能低下を予防するための1次予防事業として、めだか85、お元気クラブ、新たに今年度よりサポーターポイント制度が導入され、2次予防としてえんじょい貯筋教室も開設され、要支援、要介護にならないための健康事業や医療費抑制のための事業も制定されました。これからの高齢者の元気な生きがいの場の進展に期待するところであります。また、権利擁護の相談機能を持つ地域包括支援センターも重要な役目を担っております。

本町の高齢化率は19.6%で、毎月0.1%増となっております。被保険者は第1号者で1,632人、第2号者で34人おり、介護者の増加、介護費の増大がますます見込まれるところであります。現在、国が25%、県が12.5%、町12.5%、第1号被保険者が21%、第2号被保険者が29%の負担割合となっておりますが、今年度もより一層の介護の充実、そし

- て被保険者が安心して介護を受けられるような体制の構築と進展を望み、賛成の討論といたします。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
1 番、饗庭敦子議員。
- 1 番 (饗庭敦子議員)
私は、議案第 36 号、平成 25 年度長与町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。
この特別会計は、平成 12 年介護保険が始まり、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、地域包括ケアシステムの実現を目指した第 5 期介護保険事業 2 年目の計画に基づく会計であります。
長与町としましても、介護サポーターポイント制度の導入、地域密着型特別養護老人ホーム創設の予定と、介護保険事業の充実強化が図られているところを評価します。
しかしながら、特別養護老人ホームの待機者もまだまだたくさんいらっしゃいますので、第 5 期介護保険事業計画のもと、特別養護老人ホーム待機者を解消していくことと、さらに介護労働者の労働条件、環境の改善をして、だれもが安心して介護を受けられる体制づくりをすることを要望し、私の賛成討論といたします。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第 23、議案第 36 号、平成 25 年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
場内の時計で 14 時 20 分まで休憩します。
(休憩 14 時 09 分 ~ 14 時 20 分)
- 議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開します。
日程第 24、議案第 6 号、長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例、日程第 25、議案第 7 号、長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例、日程第 26、議案第 8 号、長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、日程第 27、議案第 9 号、長与町高

齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、日程第28、議案第10号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第11号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例、日程第30、議案第17号、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第31、議案第23号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更について、日程第32、議案第28号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、日程第33、議案第29号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第34、議案第30号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第35、議案第31号、平成24年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分について、日程第36、議案第37号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算、日程第37、議案第38号、平成25年度長与町水道事業会計予算、日程第38、議案第39号、平成25年度長与町下水道事業会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長

（山口憲一郎議員）

それでは、報告をいたします。

去る3月11日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

議案第6号、長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が改正されたことに伴い、これまで国で定めていた道路の構造に係る技術的基準を各地方公共団体の条例で定めることになったとの説明を受けました。

審査の過程で地方部に存する道路とはどのような道路かという質疑に対しては、3種、道路が地方部に存する道路、4種が都市部に存する道路に分けている。道路には第1種から第4種までであるとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の条例は、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国土交通省令で定められている移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を参酌して定めているとの説明がありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木部長、吉村管理課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の条例は、長与町が管理する準用河川の河川管理施設の構造について、河川管理施設構造令を参酌して、河川管理者である長与町が新たな条例で定めるものとの説明を受けました。

審査の過程で、整備基準はあるのかという質疑に対しては、国の整備基準を参酌して規則で定めているとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の条例は、移動等円滑化のための必要な特定公園施設に関する基準を定める省令に定める基準を参酌し、公園管理者である長与町が新たに基準を定めるものとの説明を受けました。

審査の過程で、道路と公園は一体的に作成できなかったのかという質疑に対しては、それぞれに管理者がいるので、それぞれ定められているとの答弁でした。また、経過措置がある4月1日からかという質疑に対しては、現在進行中のものは調整をしながら行っているとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明委員として鈴木建設部長、吉村管理課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、公営住宅法の一部が改正されたための所要の改正を行うものという説明を受けました。

審査の過程で、自治会加入を規則で規定したらどうかという質疑に対しては、自治会はあくまで任意団体であるので、条例及び規則で規定はできないとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、都市公園法が改正され、都市公園の設置基準を条例で定めるものと説明を受けました。

審査の過程で、町民1人当たりの公園面積は、総合計画では8.2平方メートルで、目標が12平方メートルになっているが、現在はどのようになっ

ているのかとの質疑に対しては、8.2平方メートルは変わっていないが、今後は榎の鼻土地区画整理事業でもできてくるので、目標に向かって努力したいとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、3月14日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、谷口水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、条例第9条の2を全部改正し、住居手当の支給対象をみずから移住するため住居を借り、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員のみとするもので、一般職員の住居手当の改正にあわせ、企業職員についても所要の改正を行うものと説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更につきましては、3月13日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の変更は、当初請負契約額8,541万3,300円を3,349万800円減額し、契約額を5,192万2,500円として請負契約の変更を行うものという説明を受けました。

審査の過程で、減額された残金の処理はどうなるのか、道路工事以外には使わないということなのかとの質疑に対しては、社会資本整備総合交付金の旧まち交での工事であり、5カ年で調整をするが、最終的には減額分は不用額となる。目的外に使用することはできないとの答弁でした。また、今年の10月ぐらいに擁壁工が要らなくなったと聞いているが、10月末に決まった擁壁工の中止により工事金額の4割が減額になったが、契約変更をせず、そのままほうっておいたのはなぜかという質疑に対しては、今年の10月に擁壁工は中止となったが、この地点より先の契約している工事はまだ施工していない状況であった。施工していない工事区間についても契約内容が変更となる場合もあるので、工事区間全体で工事期間や工事金額が動かなくなった時点で契約変更をしてよいと国からの指導もあっていたためとの答弁でした。それに対して、減額が判明した時点で速やかに契約更新を行うべきであり、今後そのような対応を行うよう町に要望もありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、3月13日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求めて、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、歳入、歳出、それぞれ1,775万2,000円を減額し、補正後の総額を9億8,695万1,000円とするもので、補助事業費の決

定による変更に伴う県事業委託料の減額と、職員の異動に伴う人件費等の削減によるもの、また、繰越明許費として高田南土地地区画整理事業で1億8,000万円から3億2,750万円の変更で、内容については工事4件、補償7件となっているとの説明を受けました。

審査の過程で、繰越明許費の事業実施箇所の説明、補正予算の変更理由を求め、図面にて審査をしました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、3月14日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、谷口水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入で、営業収入を702万9,000円の減額及び特別利益を4,000円の減額補正を行い、総額は6億9,247万7,000円となっている。これは上水道及び自由ヶ丘団地の水道料金の減収及び無届け使用に係る過年度水道料金の減収によるもの。また、資本的収入及び支出の収入で、負担金500万円の減額補正を行い、総額472万5,000円となっている。これは高田地区(高田南)配水管布設工事未施工に伴う工事負担金の減収によるものとの説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、3月18日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、その他関係職員の出席を求めて、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入で、下水道事業収益1,136万円の減額補正を行い、総額は8億6,751万5,000円、支出では下水道事業1,000万円の減額補正を行い、総額は6億8,437万8,000円となっている。また、資本的収入及び支出の収入で、資本的収入536万9,000円の減額補正を行い、総額は5,087万8,000円。支出で資本的支出6,000万円の減額補正を行い、総額は3億8,284万5,000円であると説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、平成24年度長与町下水道事業会計資本剰余金の処分については、3月18日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、その他関係職員の出席を求めて、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の剰余金の処分は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公営企業法の一部改正が行われたため、今年度より議会の議決を求めるものという説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算については、3月13日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の平成25年度の歳入、歳出の予算は、総額を歳入、歳出それぞれ9億2,302万7,000円で事業の推進を図りたいと考えている。事業内容としては、主に高田越中央線、三千隠線改修工事、区画道路整備工事及び造成工事、建物移動補償等を予定しているとの説明を受けました。

審査の過程で、予算ベースで毎年3%台の進捗を推移しているが、今後はどう考えているのかという質疑に対しては、ことしの事業費は7億4,000万円であり、道ノ尾駅前、三千隠線、高田越中央線を重点的に進めていくとの答弁でした。また、町債が25年度末で6億5,800万円となっていて、保留地の処分を充てるようになってきているが、今後の保留地の処分の見通しはどのように考えているのかという質疑に対しては、これから処分する保留地は南東部になる、造成の進捗状況によるが、処分できる時期は平成26年度以降となる。面積的には50から60坪の区画割で計画しており、造成後ライフラインが整い次第売り出しを行いたいとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、平成25年度長与町水道事業会計予算につきましては、3月14日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、谷口水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益6億9,728万5,000円を見込んでいる。支出では、水道施設などの維持管理費5億7,166万3,000円を含む6億1,049万4,000円を予定している。さらに、資本的収入及び支出の収入では、資本的収入4億6,972万5,000円を見込み、支出では榎の鼻土地区画整理事業工事負担金、嬉里、斉藤地区配水管布設工事など、建設改良費4億8,166万8,000円、企業債償還金1億3,126万6,000円など、6億1,493万4,000円を予定しているとの説明を受けました。

審査の過程で、平成25年度当初予算の建設改良費の内容について、図面等を使って説明を求められ、図面にて審査をいたしました。榎の鼻土地区画整理事業に伴う水道施設工事の組合施行とはどういうことかという質疑に対しては、組合が事業主体になって工事を行い、それに対して工事負担金を支払うことになっているとの答弁でした。また、橋梁関係の配管の腐敗については、何%ぐらい更新されているのか、残っている分があればどれぐらいになるのかという質疑に対しては、更新の割合についてはわからないが、露出配管については腐食を防ぐ意味からステンレス管に順次交換するようにしている。今回は八反田公園の橋梁の布設がえを行うが、今後もこのようなケースにおいてはステンレス管を主体に計画的に更新する予定であるとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、平成25年度長与町下水道事業会計予算につきましては、3月18日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益8億8,362万2,000円を見込んでいる。支出では下水道事業6億8,900万6,000円を予定している。主なものは下水道の施設等の維持管理費2億7,653万2,000円、企業債の支払利息1億348万6,000円である。また、資本的収入及び支出の収入では、資本的収入4,853万8,000円を見込み、支出では資本的支出4億2,098万8,000円を予定している。主なものは浄化センター及び汚水管渠の長寿命化計画策定業務委託など、1億7,940万1,000円、企業債償還金2億4,058万7,000円であるとの説明を受けました。

審査の過程で、建設改良費を函面での説明を受けました。開発負担金4,000万円、受給者負担金1,000万円、団地の大きさや管延長もわかっているのか、このレベルでの金額は妥当なのか、前倒してもらったのがあるのかを伺いたいという質疑に対しては、受給者負担金の策定は計画戸数から住居人口を策定し、開発負担金を掲載している。受給者の負担金は宅地面積で算定している。受給者負担の納入については、通常開発及び組合施行の区画整備においては前倒しで施行者から町に納入するのが一般である。また、納入について組合より分割納入の要望もあっているので、27年度までの分割納入としているとの答弁でした。

また、25年度不明水対策については、具体的に何をやるのか、水洗化がほぼされたとのことだが、水洗化区域での対策はどうなっているかの質疑に対しては、戸別訪問にて水洗化促進の対策をしている。ただ、どうしても改造に資金がかかるので、なかなか実績が上がらない。25年度不明水対策については、榎の鼻から長与ニュータウンの荒木豊店のところまで行う。一日も早く原因を突きとめていきたいと考えているとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第37号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第38号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

次に、議案第39号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第6号、長与町道路の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第25、議案第7号、長与町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第8号、長与町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第9号、長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第10号、長与町営住宅設置及び管理条例の一

部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第29、議案第11号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第30、議案第17号、長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第31、議案第23号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

- 議 長 本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
これから議案第28号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第32、議案第28号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
これから議案第29号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第33、議案第29号、平成24年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
これから議案第30号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第34、議案第30号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
これから議案第31号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第35、議案第31号、平成24年度長与町下水道事業会計
資本剰余金の処分についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
これから議案第37号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)
私は、議案第37号について、反対の立場から討論いたします。
この高田南土地区画整理事業が平成29年度までに完成するのに、私は平成23年第4回定例議会で一般質問を行い、そのときの年次計画からすると、平成25年度の収支予算の予定が12億3,136万円でなければ29年度の完成は見込めないような説明がありました。しかし、今年度提案された予算では、9億2,302万7,000円と3億円もの開きがあります。わずか1年後の計画で既にこのような大きな開きがあります。当初予算ですから、補正での動きは予測できませんが、これまでの都市計画事業の内容からすると、年度途中の大幅な増額の補正は期待できません。この内容からすると、平成29年度の完成も危ぶまれている状況にあります。事業の遅滞や遅延はそれだけ事業費の持ち出しが多額になることが予測され、町財政に大きな負担となる危険性が考えられます。本事業は既に多額の費用がかけられ、やめられない、とめられないという状況理由だけで本当によい結果が出るのか、私は疑問に思います。

私はこの事業が進む限り、その町の財政に及ぼす危険性を明らかにしていかなければならないというふうに考えますし、同時に、住民サービスに有効に使えるお金が展望のない事業に注ぎ込まれることを指摘して、反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
5番、分部和弘議員。

5 番 (分部和弘議員)

私は、議案第 37 号について、賛成の立場から討論いたします。

事業開始から 31 年経過し、工事進捗率も 86.2%と事業費ベースではありますが、確実に工事を消化しております。宅地造成においては 52.3%が完了し、25 年度末までには 54.3%までになる予定となっております。また、国道との接続で利便性の向上や近代的に整備された町並みを見ると、確実に工事の成果がうかがえます。この状況下での工事の中止、凍結は現実的ではないと考えます。また、後戻りによる混乱も避けられないものではないでしょうか。

以上の観点から、早期の完成を目指し、今後も最大限の努力をされ、事業を推進することを期待し、私の賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 36、議案第 37 号、平成 25 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 38 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、これで討論を終わります。

これから日程第 37、議案第 38 号、平成 25 年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 39 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第38、議案第39号、平成25年度長与町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第41号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、議案第41号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたび本町と環境施設組合との連携に不手際がございまして、繰り越し上限額の判明がおくれ、6号補正として追加提案でお願いすることになりました。この場をかりましておわびを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、長与・時津環境施設組合において事業実施をしております熱回収施設整備事業におきまして、繰り越しの必要が生じたことにより補正をするものでございます。補正の内容につきましては、第1表、繰越明許費補正により御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きをいただきたいと思えます。第1表、繰越明許費補正追加分としまして、長与・時津環境施設組合負担金として支出し、施工しております熱回収施設用地造成工事、上下水道施設整備工事等につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いをいたしておるところでございます。

以上が議案第41号の提案理由の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、繰越予定額の内容につきましては所管より御説明を申し上げたいと思っております。よろしく御審議をお願いします。

議長 (山口経正議員)

環境対策課長。

環境対策課長 (益富雅彦君)

それでは、繰り越し事業の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

先ほど町長が御説明申し上げました熱回収施設用地造成工事につきましては、平成24年度執行見込み額が1億375万円で、そのうち25年度への繰越額が6,585万6,000円となりまして、そのうち長与町分が3,8

75万7,000円となります。

続きまして、上下水道施設整備工事につきましては、熱回収施設給排水等工事、それから中水道送水設備及び送水管の布設工事が主なものでございまして、平成24年度執行見込み額1億1,909万3,000円が全額25年度への繰り越しとなりまして、そのうち長与町分は6,648万3,000円となっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

一部事務組合に負担金を出して、工事が未完成ということで、繰り越すことは理解します。しかし、聞くところによりますと、一部事務組合では臨時議会を開くこともなく、専決事項で処理すると聞いております。まずは向こうの方で繰り越し部分をして、それを受けて町が繰り越すのが筋だと思うんですが、そうならなかった理由を一部事務組合の副管理者であります町長にお伺いいたします。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

その内容につきましては、所管より案内をさせていただきます。

議長 長 (山口経正議員)

環境対策課長。

環境対策課長 (益富雅彦君)

御質問につきましては理解をいたすところでございます。当方といたしましては、地方自治法の213条、繰越明許費の規定がございます。それによりまして、組合の方では議決はないわけでございますけれども、見込みにつきまして報告をいただきましたので、今回、繰越明許につきましてお願いをいたしておるところでございます。本町におきまして議決をしていただくことについては可能でないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

いや、課長の言うことはわかるんですよ。そこは私らも理解してるんですよ。ただ、順序として、向こうがきちんと処理するのが本当じゃないかと。それができなかった理由を、所管じゃなくて副管理者に聞いてるんですよ。ですから、もっと言えば臨時議会を開く時間は十分あったと思うんですよ、向こうの事務組合も。ですから、そうせずに専決処分で済ませようとした理由を聞いてるわけです。答弁をお願いします。

議長 長 (山口経正議員)

町長。
町長 (吉田慎一君)
お答えします。
組合の方が専決であるというような形で言っておりますので、それを私たちは納得して進めておるところでございます。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。
13番 (佐藤昇議員)
組合の方が言っとるということではなくて、私らが聞いているのは、ちょっと議案から外れるかもしれませんが、町長は、一組の副管理者であります。ですから、この繰り越し分の処理をあさってでも特別委員会があるわけですね。ですから、その日の午前中にでも臨時議会を招集できたとは思っているんですよ。そうしなかった理由を聞いてみるわけですね。向こうの副管理者として、答えられんというなら答えられんということで結構です。

議長 (山口経正議員)
町長。
町長 (吉田慎一君)
これにつきまして、事務局がいろいろ考えてやっておりますので、一応私はそれを見て判断をしているところでございます。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから議案第41号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第39、議案第41号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

場内の時計で15時30分まで休憩します。

(休憩15時22分～15時30分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第40、議案第42号、長与町副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

では、議案第42号、長与町副町長の選任につきまして、提案理由の御説明をさせていただきたいと思えます。

本年3月31日をもちまして、長与町副町長、浜野哲夫氏の任期が満了をいたします。浜野氏におかれましては、昭和39年に長与村役場に入職後、建設部長を初め、職員として37年、助役として6年、平成19年4月1日からは副町長として6年の長きにわたり町政発展に多大なる貢献をいただいできたところでございます。

このたび、その後任者として、現在、本町の建設部長であります鈴木典秀氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。鈴木氏は、昭和52年に長与町役場に入職後、地域政策課長、総務課長、建設部長などを歴任し、地方自治体の実務に通じておられる方です。また、高潔かつ温厚な人柄で、人望も厚く、副町長として適任の方と確信をいたしているところでございます。その豊富な行政経験を生かし、副町長としての手腕を発揮をしていただきたいと考えております。

なお、鈴木氏の住所及び生年月日につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第40、議案第42号、長与町副町長の選任についてを採決します。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

日程第41、発議第1号、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長 (堤理志議員)

発議1号、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のとおり、平成25年2月12日、北朝鮮が3回目の核実験を実施しました。これを受け、議長から長与町長、町議会議長の連名で、金正恩国防委員長に抗議文、安倍晋三内閣総理大臣に要請文をそれぞれ送付したとの報告を受けました。さらに、北朝鮮が2回目の核実験を実施した際にも、議会として北朝鮮に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書を出したという経緯もあり、今回も議会として意見書提出を行うことを議運で検討、協議し、合意に至りました。その後、議員各位におかれましても、これに賛同していただけないか合意形成を図るよう配慮しながら、今回の提案に至りました。

それでは、意見書の中身について説明をいたします。今回の意見書は、4つの構成部分から成っています。1つは北朝鮮が実施した核実験が国連や国際社会の制止を無視して行われたことや、その他軍事的挑発行為を行っていることなどを長与町議会として強く批判をしています。2つ目には、被爆地である長与町、長与町議会が過去の核実験に際しても抗議してきたにもかかわらず、三たび核実験を実施したことに対する町民の怒り、そして悲しみを代弁し、遺憾の意を表明しています。3つ目は、北朝鮮の核実験中止、核開発の即時廃棄が東アジア地域と世界の平和と安全にとって重要であることを述べています。4つ目は、日本国政府に対して、国連や関係各国と連携しながら具体的な行動の実現と、より厳格な対応を要請する部分であります。以上の構成となっております。

具体的な行動の実現と、より厳格な対応について、補足して説明をいたします。国連安全保障理事会は、北朝鮮が強行した3度目の核実験を強く非難するとともに、同国に対する経済制裁を強化し、各国にその実施を義務づけた決議を全会一致で採択しました。各国は制裁が実効あるものになるよう努

める必要があります。北朝鮮は、国際社会の意思を受け入れ、さらなる核実験はもとより、ロケット技術を使った事実上のミサイル発射やその他の軍事的挑発行為をやめなければなりません。

北朝鮮が国際社会に挑戦し、他国に対する核攻撃能力の獲得に向けた動きを強める中で、安保理決議は北朝鮮の動きを断固として許さない国際社会の一致した姿勢を鮮明にしています。採択された安保理決議2094は、北朝鮮の核兵器やミサイルの開発にかかわる人、物、金の国際的な流れを断つ内容です。北朝鮮の核開発を実質的に抑制するために、制裁を実効あるものにするのが不可欠であります。同時に、北朝鮮を6カ国協議を初めとした対話のテーブルに着かせ、問題を平和的、政治的に解決する道を開くことも重要です。国連決議も対話を通じた平和的で包括的な解決を促進し、事態を悪化させるいかなる行動も控えるよう求めています。

安保理は、これまでも北朝鮮が核実験を強行するたびにこれを非難し、国連憲章第41条に基づく非軍事の制裁を行う決議を上げてきましたが、必ずしも効果を上げてきたとは言えませんでした。その大きな要因は、北朝鮮向け物資の検査などで中国が十分な対応をとっていなかったことにあるというふうに指摘をされています。北朝鮮の核兵器開発が世界と北東アジアに対する現実的な脅威となっている今日、北朝鮮の核兵器開発を許さない行動が求められます。こうした内容がこの決議の中の具体的な行動の実現と、より厳格な対応に包含されていることを御理解いただきたいというふうに思います。

では、意見書を朗読をいたします。発議第1号、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書。上記議案を提出します。平成25年3月25日、提出者、長与町議会議員 堤 理志、賛成者、長与町議会議員 佐藤 昇、賛成者、長与町議会議員 西岡克之、賛成者、長与町議会議員 山口憲一郎。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書（案）。平成25年2月12日に北朝鮮が3回目の地下核実験を強行したとの報道に接しました。2回目の地下核実験、平成21年6月に対しても、国際社会は強い非難や制止を訴えて、各国が協調したところでありました。しかし、これまでの間、朝鮮半島の非核化などを協議する6カ国協議を拒絶し、弾道ミサイル開発を続けるなど、周辺地域の安定を揺るがすような挑発行為を繰り返してきました。

今回の核実験強行に対して、国連安全保障理事会は、大幅に強化した制裁決議を3月7日に全会一致で採択しました。これに前後して、北朝鮮は米国への核攻撃に言及し、南北不可侵に関する合意の完全破棄など、相次いで表明していますが、国際社会から完全に孤立する暴挙だと言わざるを得ません。被爆地である長与町と議会は、過去2回の核実験に対しても抗議の意思を示し続けてきましたが、再び核実験が強行されたことは恒久平和と核兵器廃絶を願う町民にとって、怒りと深い悲しみははかり知れないものであり、まことに遺憾であります。

今や北朝鮮の核兵器の完全廃棄及び核開発の即時放棄が東アジア地域はも

とより、世界全体の平和と安全にとって重要であることは、国際社会の一致した世論となっています。よって、国に対しまして、具体的な行動の実現に向け、国連や関係各国と連携を図りながら、より厳格に対応していただきま
すよう、特に被爆地長与町の議会として強く要望をいたします。

以上、地方自治法 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。平成 25
年 3 月 25 日、長崎県長与町議会。

以上、議員各位の賛同と採択をお願いしまして、提案理由の説明といたし
ます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第 1 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規
定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第 1 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 41、発議第 1 号、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)
に対する日本政府の厳格な対応を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 42、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 122 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員
を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第43、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

次に、浜野副町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

副町長。

副町長 (浜野哲夫君)

本日、特に議長のお許しをいただきましたので、ここに深い感謝を込めまして、退任のごあいさつを申し上げたいと思います。

昭和39年10月に長与村に入庁以来、49年6カ月、長い間大変お世話になりました。ちょうどこの年は東京オリンピックが開催された年で、くしくも東海道新幹線の開通日でありました。終戦後の焼け野原で何も無いところから、経済大国へ向かって進んでいる真ただ中でした。こういう時代から今日まで多くの仕事に携わらせていただきましたが、私たちの仕事は議会の皆さんを初め、町民の皆さんの御理解をいただきながら、職員がそれぞれの立場で協力し合って初めてできる仕事でございます。私は多くのすばらしい職場の先輩や仲間を支えられ、今日まで頑張ってきたと深く感謝を申し上げる次第でございます。平成13年4月1日から前葉山町長の推薦により助役として、また、平成19年4月から副町長として、昨年5月には吉田新町長の要請を受け、任期いっぱい、3期12年の間、特にこの1年間は心の葛藤と戦いながらも、皆様の御理解をいただき、全力で務めさせていただきました。今はもう肩の荷が取れ、きょうのために桜の花も例年に

なく早く満開になったと思っております。

長与町はまだまだ発展し続けなければなりません。地方自治を取り巻く環境は依然として厳しい中ではありますが、今後も大きな事業や課題が山積しています。吉田町長を先頭に、職員が一丸となって幸福度日本一を目指し、御尽力をいただきたいと思っております。あわせて、議員の皆様にも議会の立場から御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

終わりに、長与町のますますの発展と、皆様方の御健勝、御活躍を心から御祈念申し上げ、これまで温かく御支援いただきましたすべての皆様方に心から感謝を申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長 （山口経正議員）

次に、先ほど副町長に選任されました鈴木典秀建設部長より発言の申し出がありますので、許可します。

鈴木建設部長。

建設部長 （鈴木典秀君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきますと思っております。

本日は、不肖私の副町長選任議案に御同意いただきましたことに対し、心から感謝申し上げますとともに、身に余る光栄と思っておりますのでございます。副町長という職責の重さ並びに議員皆様から御同意いただきました重さを考えますと、身の引き締まる思いでございます。改めて、誠心誠意努力しなければならないと痛感いたしているところでございます。

昨年4月の町長選挙におきまして、吉田愼一新町長が誕生いたしました。私としましては、吉田町長の掲げる政策の実現に向けて最大限の努力をすることが町民の皆様方の幸せにつながるものであり、私の責務であると思っております。現在の副町長であります浜野副町長の経験豊富な行政手腕を見てきた者として、私で大丈夫なのか不安でいっぱいですが、皆様方のこれまで以上の御指導、御鞭撻を賜ることをお願いいたしまして、一日も早く浜野副町長に近づけるように努力してまいり所存でございます。

現在の長与町を取り巻く状況は、高田南区画整理事業、熱回収施設建設事業、都市計画道路西高田線事業と、大規模事業が山積しており、早期の完成が望まれているところでございます。このことに対しましては、大変微力ではございますが、吉田町長を補佐し、新しい長与町のまちづくりに向けた取り組みに努力してまいり所存でございますので、議員各位のさらなる御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単粗辞で意を尽くしませんが、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

議長 （山口経正議員）

次に、閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町長。

町長 （吉田愼一君）

平成25年第1回長与町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のあいさつをさせていただきます。

去る3月6日に開会をしていただきました本定例会は、提案をいたしました合計42に及ぶ議案につきまして、慎重審議を賜り、本日、御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思っております。議案審議、あるいは一般質問の中でも多くの御指導を賜ったわけでございます。今回は一般会計初め、25年度の予算が主なものだったと思いますけれども、施政方針でも申し上げましたけれども、この予算を的確に執行しながら、十分な効果が得られますように最大限の努力をいたす所存でございます。

新しい年度も課題が山積し、町政運営もますます厳しさを増してまいります。皆様から御教授いただきましたことを念頭に置きまして、町民皆様の幸せを第一に、積極的に対応してまいりますので、御理解と御協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

ここで1点、専決処分についてをお願いを申し上げたいと思っております。今、予定されております平成25年度地方税法等の一部改正に伴い、長与町で条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をさせていただきたく内容等を御説明申し上げまして、御理解を賜りたいと存じます。今回、予定されております平成25年度地方税法等の一部改正については、国会においては成立と同時に公布、施行される予定でございます。つきましては、現時点におきまして、町税条例等の一部を改正する条例は町議会に御提案できる状況ではございませんので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいと思っております。

現時点での地方税法等の改正により、町税条例が一部改正される予定の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては平成26年4月から平成29年末までの入居を対象に、住民税から控除枠を13万6,500円に延長、拡充、地方税に係る延滞金、還付加算金の現在の低金利の状況に合わせた引き下げ、公的年金からの特別徴収制度の見直しなどが予定をされております。以上が改正予定の主なものでございます。今後は国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

今議会も本当に長い会議であったわけでございますけれども、いろいろ御指導を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

いよいよ時節は春になってまいります。議員各位におかれましても、ぜひ御自愛をいただき、御活躍いただきますように御健勝を御祈念申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただき、閉会のあいさつといたします。本当にありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

次に、閉会に当たり、私から一言申し上げます。

今議会より本会議の生中継が始まりましたが、情報発信の一つのツールと

して実施できたことは、開かれた議会にとって一步前進できたものと思います。多方面から反響をいただいておりますが、今後、町民の皆様に着するよう周知度を高める努力が必要だと思われま。

また、今議会では、議会改革等調査特別委員会の提案によりまして、長与町議会議員政治倫理条例が制定されることになりました。従来、議員として当然の倫理として存在した認識を明文化することによって、町民の皆さんの信頼を確保し、議員みずからその高潔さを示し、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的としております。そして、議会基本条例につきましても、3月11日からパブリックコメントが始まり、町民の皆様方の御意見をちょうだいすることとなっております。その後、さらに協議を進め、制定する運びとなる予定であります。この点につきましても御理解と御協力をいただきたいところであります。

それから、今年度予算に添付する説明書において、様式と内容が変更されて、より詳細に記載されることとなりました。議案審査におきましても、より迅速に進めることができ、理解も深まったと伺っております。執行側当局の御理解と御協力に感謝する次第であります。

新年度に入り、住民生活に密着した予算執行が始まりますが、目的意識を持ち、町と議会がおおのの役割を十分に果たし、ひいては長与町発展に大いに寄与できますよう祈念いたします。

これにて会議を閉じます。

これで平成25年第1回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 15時57分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員